

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 3 年 11 月 29 日

鶴岡市長 皆 川 治

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙の通り（53 地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 11 月 29 日

3. プラン修正理由

別紙の通り

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

別紙の通り

5. 地域農業の将来のあり方

別紙の通り

6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙の通り

令和3年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	大泉地域 (白山・矢馳・山田・布目・大淀川・小淀川・寺田・井岡・岡山・森片・上清水・中清水・下清水・清水新田)	R3. 11. 29	・今後引受意向のある経営面積の変更 1人 ・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の削除 3人 ・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(126) 124	(119) 117	(6) 6	(1) 1	(126) 124	(87) 85	(1) 1	(38) 38	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	・地域の認定農業者に集積等を図り農業生産の維持をめざす。 ・集落営農組織の法人化を進め、地区農業の大きな担い手を目指すとともに、認定農業者や、個別農業法人と作業受委託等も含めて、相互連携を図っていく。 ・地区での6次産業化や観光農業に向けた取り組みも徐々にすすめていく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
2	番田	R3. 11. 29	・中心経営体の追加 1人	(5) 6	(4) 5	(1) 1	(0) 0	(5) 6	(4) 4	(0) 0	(1) 2	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・稲作を中心に、枝豆・野菜等の作付及び拡大を図り複合的経営を目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
3	文下	R3. 11. 29	・中心経営体の削除 1人 ・今後引受意向のある経営面積の変更 2人 ・貸付意向農地の追加 1人	(19) 18	(19) 18	(0) 0	(0) 0	(19) 18	(13) 13	(1) 1	(5) 4	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
4	新形	R3. 11. 29	・中心経営体の追加 1人	(8) 9	(7) 8	(1) 1	(0) 0	(8) 9	(8) 8	(0) 0	(0) 1	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
5	新斎部	R3. 11. 29	・中心経営体の属性変更 1人	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(6) 7	(0) 0	(2) 1	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
6	小京田	R3. 11. 29	・中心経営体の追加 1人	(5) 6	(4) 5	(1) 1	(0) 0	(5) 6	(5) 5	(0) 0	(0) 1	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
7	高田	R3. 11. 29	・中心経営体の経営面積の変更 1人 ・中心経営体の削除 1人	(8) 7	(5) 4	(3) 3	(0) 0	(8) 7	(7) 6	(0) 0	(1) 1	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
8	米出	R3. 11. 29	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(14) 14	(13) 13	(1) 1	(0) 0	(14) 14	(10) 10	(0) 0	(4) 4	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する	・規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 ・農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 ・稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
9	上町	R3. 11. 29	・貸付意向農地の追加 1人	(12) 12	(11) 11	(1) 1	(0) 0	(12) 12	(11) 11	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
10	下町	R3. 11. 29	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の追加 1人	(15) 15	(15) 15	(0) 0	(0) 0	(15) 15	(12) 12	(0) 0	(3) 3	担い手は十分確保されている	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
11	谷地興屋	R3. 11. 29	・中心経営体の追加 1人	(3) 4	(2) 3	(1) 1	(0) 0	(3) 4	(3) 4	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・隣接集落と連携し、離農する農家から農地を借り受け、規模拡大を図り、生産費のコストダウンを目指す ・営農組合は法人化とともに、集落内の離農農家の受け手となる ・規模拡大農家と法人で連携し、生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
12	下川尻	R3. 11. 29	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(5) 6	(5) 5	(0) 1	(0) 0	(5) 6	(3) 4	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
13	関根	R3. 11. 29	・中心経営体の追加 1人	(11) 12	(10) 11	(1) 1	(0) 0	(11) 12	(8) 9	(0) 0	(3) 3	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・大豆機械利用組合が組織化されており、播種、中耕培土、刈取を共同作業で行っている ・新規就農を促進していく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

令和3年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
14	八色木	R3. 11. 29	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(19) 19	(16) 16	(3) 3	(0) 0	(19) 19	(14) 14	(0) 0	(5) 5	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・畜産農家と連携し、飼料米栽培に取り組む	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
15	豊栄	R3. 11. 29	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(9) 9	(8) 8	(1) 1	(0) 0	(9) 9	(8) 8	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する	・計画的に農地集積を進めながら、中心となる経営体の生産性の向上を図っていく ・複合化に積極的に取り組んでいく ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
16	小中島	R3. 11. 29	・中心経営体の経営面積変更 3人 ・貸付意向農地の追加 6人	(11) 11	(6) 6	(5) 5	(0) 0	(11) 11	(10) 10	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく ・6次産業化に取り組む	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
17	上新田	R3. 11. 29	・中心経営体の追加 1人	(5) 6	(4) 5	(1) 1	(0) 0	(5) 6	(5) 5	(0) 0	(0) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や農事組合法人に農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・今後、新規就農を促進していく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
18	西小路	R3. 11. 29	・貸付意向農地の追加 3人	(4) 4	(3) 3	(1) 1	(0) 0	(4) 4	(3) 3	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する	・規模拡大農業者や農事組合法人に農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
19	表小路	R3. 11. 29	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(8) 7	(8) 7	(0) 0	(0) 0	(8) 7	(6) 5	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
20	中組	R3. 11. 29	・貸付意向農地の追加 2人	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(8) 8	(0) 0	(3) 3	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・集落で大豆のブロックローテーションに取り組み、高品質大豆の生産に努める ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
21	宮東	R3. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 2人 	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大農業者やこれから地域を担っていく後継者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・後継者(新規就農者)同士で連携し、労働力調整するとともに生産技術や経営技術の習得をともに目指す ・水稻の特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値を实践していく。また他の作物においても付加価値農業を展開していく ・大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
22	下通	R3. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体の経営面積変更 2人 ・貸付意向農地の追加 2人 	(14) 14	(14) 14	(0) 0	(0) 0	(14) 14	(13) 13	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで集落でまとまって大豆の団地化(ブロックローテーション)に力を入れてきたが、今後とも継続して取り組んでいく ・農地の条件整備や環境保全活動に取り組んでいく ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集約し、生産性の向上を図る ・特別栽培の拡大により、高付加価値化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
23	新屋敷	R3. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の経営面積変更 2人 ・貸付意向農地の追加 1人 	(9) 8	(9) 8	(0) 0	(0) 0	(9) 8	(8) 8	(0) 0	(1) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大する農業者やこれから地域を担っていく後継者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・後継者(新規就農者)同士で連携し、生産技術や経営技術の習得をともに目指す ・水稻の特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値を实践していく。また他の作物においても付加価値農業を展開していく ・大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく ・集落(近隣)の畜産農家へ引き続き飼料作物を提供していく ・直播栽培にも引き続き取り組み、低コスト化に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
24	上平形	R3. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 1人 貸付意向農地の追加 4人 	(14) 14	(14) 14	(0) 0	(0) 0	(14) 14	(9) 9	(1) 1	(4) 4	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> 播種組合での育苗や大豆組合など共同作業に力を入れている集落である 長引く米価の低迷と安全、安心の産品が安定せず、厳しい農業状況にあると各自が認識している。こんな中であって、6次化、複合化に取り組む姿勢が見られるので期待していきたい コスト低減により取り組む新規需要米が6.4ha栽培され、注目している 特別栽培等による高付加価値化を実現する 	<ul style="list-style-type: none"> 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
25	下平形	R3. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の削除 1人 中心経営体の属性変更 1人 貸付意向農地の追加 2人 	(6) 5	(6) 5	(0) 0	(0) 0	(6) 5	(5) 4	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し生産費のコストダウンを図る 高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る 新規就農を促進していく 	<ul style="list-style-type: none"> 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
26	中川代	R3.11.29	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 2人 中心経営体の削除 1人 中心経営体の経営面積変更 5人 貸付意向農地の追加 1人 	(23)	(22)	(1)	(0)	(23)	(18)	(2)	(3)	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 水稻を中心としながら、畑作との複合経営の安定化を図る。 耕作放棄地の利用を拡大し、月山麓の畑団地の活用を図る。 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 中山間地域の耕作放棄地を活用し付加価値農業を展開する。 地域の中心となる経営体と新規就農者が連携し、労働力、生産技術、経営管理技術などお互いに不得意分野を教えあう。 中心となる経営体、その他の農家、新規就農者が協力し産直などの6次産業化を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
27	大口	R3.11.29	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 3人 貸付意向農地の追加 1人 	(5)	(4)	(1)	(0)	(5)	(4)	(1)	(0)	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 規模拡大農業者への農地の集積や、農地の交換により、作業効率を上げ、低コスト生産に取り組む。 中心となる経営体以外の農業者は、草刈り等の作業受託により連携を図る。 飼料用米の地産地消により、農地の保全と低コスト化、付加価値豚豚に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	

令和3年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
28	町屋・染興屋・川行	R3.11.29	・中心経営体の経営面積の変更 3人 ・貸付意向農地の追加 1人	(18) 18	(18) 18	(0) 0	(0) 0	(18) 18	(8) 8	(0) 0	(10) 10	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
29	仙道	R3.11.29	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の面積の変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(10) 11	(10) 11	(0) 0	(0) 0	(10) 11	(9) 10	(0) 0	(1) 1	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 ・農機具の共同化によるコストダウンを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
30	狩谷野目	R3.11.29	・中心経営体の追加 1人 ・経営面積の変更 2人 ・貸付意向農地の追加 1人	(9) 10	(9) 9	(0) 1	(0) 0	(9) 10	(8) 9	(1) 1	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 ・法人化とともに、地域内農地の保全を積極的に進め有効利用し、付加価値農業を展開する。 ・経営体の連携を図り、労働力調整とともに、生産・経営管理の技術向上を推し進める。 ・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付と共に労働力の提供や知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
31	細谷・押口	R3.11.29	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 2人 中心経営体の経営面積変更 3人 貸付意向農地の追加 4人 	(7)	(5)	(2)	(0)	(7)	(7)	(0)	(0)	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積、集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 規模拡大農家へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 地域として、有機・特別栽培等の高付加価値の米生産をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
32	松ヶ岡	R3.11.29	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 3人 経営面積の変更 3人 貸付意向農地の追加 1人 	(13)	(10)	(3)	(0)	(13)	(13)	(0)	(0)	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積、集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 水稲を中心としながら、野菜等との複合経営の安定化を図る。 法人化を目指し経営規模の拡大を目指す。 水稲については、集落の内外を問わず、規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 また、水田の区画が小さいので、将来、再整備の実施を検討する。 農業者同士連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。また、今後、定年層農業者が増える見込みであり、若年の新規就農者を確保し、水稲以外の果樹、畑作を含めて地域農業の活性化を図る。 女性農業者を中心に直売所、干柿加工、笹巻き作り等に取り組んでいるが、松ヶ岡の観光面との連携を深め、更なる拡充を目指す。 地域内の全戸を組合員とする農事組合法人松ヶ岡農場の地域農業に果たす役割について検討してゆく。 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、農用地の環境保全、集落内での共同作業等の役割を担うとともに、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
33	増川新田	R3.11.29	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(9)	(9)	(0)	(0)	(9)	(8)	(0)	(1)	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積、集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 生産組合を中心として、集落内の農地を協力しながら守っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
34	鎌田	R3. 11. 29	・ 中心経営体の追加 1人 ・ 中心経営体の面積の変更 1人 ・ 貸付意向農地の追加 1人	(9) 10	(9) 10	(0) 0	(0) 0	(9) 10	(9) 10	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手に集積、集約化する。 ・ 担い手の分散錯圖を解消する。 ・ 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
35	高寺・下馬渡	R3. 11. 29	・ 中心経営体の追加 1人 ・ 中心経営体の経営面積の変更 2人	(4) 5	(4) 4	(0) 1	(0) 0	(4) 5	(4) 5	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手に集積、集約化する。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消する。 ・ 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 規模拡大農業者等へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・ 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 ・ 農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・ 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
36	三軒屋	R3. 11. 29	・ 中心経営体の追加 1人	(2) 3	(2) 2	(0) 1	(0) 0	(2) 3	(1) 2	(0) 0	(1) 1	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手に集積、集約化する。 ・ 担い手の分散錯圖を解消する。 ・ 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 地域の農家と連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
37	三ツ橋	R3. 11. 29	・ 中心経営体の追加 1人 ・ 経営面積の変更 2人 ・ 貸付意向農地の追加 3人	(2) 3	(2) 3	(0) 0	(0) 0	(2) 3	(1) 2	(0) 0	(1) 1	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手に集積、集約化する。 ・ 担い手の分散錯圖を解消する。 ・ 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・ 中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、水管理等の役割を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
38	山荒川	R3. 11. 29	・ 中心経営体の追加 1人 ・ 中心経営体の経営面積変更 1人 ・ 貸付意向農地の追加 2人	(4) 5	(3) 4	(1) 1	(0) 0	(4) 5	(3) 4	(0) 0	(1) 1	担い手はいるが十分ではない。	・ 担い手に集積、集約化する。 ・ 担い手の分散錯圖を解消する。 ・ 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農事組合法人への農地集積を図り、低コスト化を推進していく。	・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
39	下川代	R3. 11. 29	・ 中心経営体の経営面積の変更 1人 ・ 貸付意向農地の追加 2人	(15) 15	(15) 15	(0) 0	(0) 0	(15) 15	(9) 9	(0) 0	(6) 6	担い手はいるが十分ではない。	・ 担い手に集積、集約化する。 ・ 担い手の分散錯圖を解消する。 ・ 担い手の分散錯圖を解消する。	・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 ・ 水稲を中心としながら、野菜等との複合経営の安定化を目指す。 ・ 中心となる経営体と連携する者(兼業、自給的農家)は、農地の貸付、水管理、オペレーター等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行い集落の営農を維持していく。	・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
40	西荒川	R3. 11. 29	・ 中心経営体の追加 1人 ・ 中心経営体の経営面積変更 1人 ・ 貸付意向農地の追加 1人	(12) 13	(12) 13	(0) 0	(0) 0	(12) 13	(10) 11	(0) 0	(2) 2	担い手はいるが十分ではない。	・ 担い手に集積、集約化する。 ・ 担い手の分散錯圖を解消する。	・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、経営費のコストダウンを図る。 ・ 中心となる経営体と共に集落内で作業の効率化を図る。	・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
41	市野山	R3. 11. 29	・ 中心経営体の経営面積の変更 4人 ・ 貸付意向農地の追加 1人	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(9) 9	(0) 0	(2) 2	担い手はいるが十分ではない。	・ 担い手に集積、集約化する。 ・ 担い手の分散錯圖を解消する。 ・ 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 中心となる経営体に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。	・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和3年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(楡引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
42	上山添	R3.11.29	・中心経営体の経営面積の変更 1人	(12) 12	(11) 11	(1) 1	(0) 0	(12) 12	(10) 10	(0) 0	(2) 2	・担い手はいるが十分ではない	・担い手に集積・集約化する	・集落内の認定農業者等個人の担い手へ農地を利用集積又は農作業委託を行う ・個別農家が規模拡大していく方向。集積に当っては生産組合全体で調整を図る ・ハウス等を利用した園芸作物等の栽培、販売により、高齢者・女性等の労働の場を提供する	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
43	常盤木	R3.11.29	・中心経営体の追加 1人 ・今後中心経営体の引受以降のある耕作面積変更 1人 ・壳渡意向農地の追加 1人	(11) 12	(11) 12	(0) 0	(0) 0	(11) 12	(8) 9	(2) 2	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない	・担い手に集積・集約化する	・水稲では、特別栽培による良食味米の生産に取り組む ・果樹については、大玉ブドウや食味等消費者の嗜好に添った品種の生産への転換を進める ・産直施設の活用	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
44	西荒屋	R3.11.29	・地区内耕地面積の変更 ・中心経営体の経営面積変更 3人	(24) 24	(24) 24	(0) 0	(0) 0	(24) 24	(21) 21	(0) 0	(3) 3	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する ・担い手の分散錯圃を解消する	・観光果樹園の取り組みや産直・加工施設の活用により、今後とも農産物の高付加価値化、6次産業化に努める ・中心となる経営体へ水田を集積することにより、水稲の生産費のコストダウンを図りつつ、その他の農業者は果樹経営に専念していく ・水田の連担化を推し進め、作業効率の向上に努める	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和3年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(楡引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規農業者	一般農業者				
45	板井川	R3.11.29	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 1人 今後中心経営体の引受意向のある耕作面積変更 1人 貸付意向農地の追加 2人 	(12)	(12)	(0)	(0)	(12)	(10)	(0)	(2)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する 	<ul style="list-style-type: none"> 果樹・花卉・野菜の高付加価値農産物の生産に取組み、複合経営の確立をする 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る 中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う 中心となる経営体5名(刈取面積28ha)と2名(刈取面積1.5ha)の水稲刈取機械共同利用組合は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る 大豆は転作作目の基幹として毎年作付が増加しており、大豆生産組合による播種から刈取までの共同作業により低コスト化を図っている。今後は栽培管理に、多機能作業機を導入して、高品質と多収穫を目指す 中心となる経営体のうち水稲自家乾燥・調整する7名は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る 果樹との複合経営をめざす中心となる経営体は、規模拡大と作業の効率化を図るため防除機・高所作業車等を導入する 担い手1名が経営を承継する。後継者が新規就農(継承型)の青年新規就農給付金を申請をし、H.28年4月よりハウスでのミニトマトの栽培に取組、所得200万を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
				13	13	0	0	13	11	0	2				
46	西片屋	R3.11.29	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 2人 今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(16)	(15)	(1)	(0)	(16)	(15)	(0)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 水稲について、その他の農業者の労力と連携しながら、(農)西片屋ふぁーむ及び認定農業者が中心となって農地の集積を図り、高品質の米づくりを推進する 果樹(さくらんぼ)については、施設の更新、観光果樹園のPR、高付加価値化、6次産業化等の取組を通じて、地域全体の収益向上に繋ぐ 野菜等の生産、販売の取組を通じて、転作からの所得確保に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
				16	15	1	0	16	15	0	1				
47	桂荒俣	R3.11.29	<ul style="list-style-type: none"> 今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(5)	(5)	(0)	(0)	(5)	(3)	(0)	(2)	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する 	<ul style="list-style-type: none"> 中心となる経営体同士の綿密な連携の元、共同化による大型機械の導入などにより経営安定を計り、地域の特色を出した生産物の生産を行い、離農農家の受け皿となる組織を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
				5	5	0	0	5	3	0	2				

令和3年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(楡引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
48	丸岡	R3. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 今後中心経営体の引受意向のある耕作面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(7) 8	(7) 8	(0) 0	(0) 0	(7) 8	(6) 7	(0) 0	(1) 1	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 中心となる経営体は、受け皿となれる条件整備を促進する 新規就農者への農地の集積も必要であり、現存施設の有効利用、中心となる経営体へ農地を提供した農業者から、水利管理などへの参加を求め、集落内での絆を維持する 作業の効率化を目的とする農地の交換等は、所有者の理解を得ながら、可能などところは検討する 地域の農業者の意向調査を基にした現状把握であり、今後の社会の変化に伴い随時見なおすものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
49	黒川上	R3. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 1人 	(18) 18	(17) 17	(1) 1	(0) 0	(18) 18	(14) 14	(0) 0	(4) 4	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る 営農組合又は作業受託組織は、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開 新規就農者同士が連携し、生産技術や経営技術の修得をともに目指す 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、補完的農業従事者として地域に関わる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
50	黒川下	R3. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の属性変更 2人 中心経営体の経営面積変更 1人 	(26) 26	(23) 23	(3) 3	(0) 0	(26) 26	(23) 23	(0) 0	(3) 3	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積を行い、生産費のコストダウンを図る 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
51	梳代	R3. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 2人 今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 2人 貸付意向農地の追加 2人 	(17) 18	(15) 16	(2) 2	(0) 0	(17) 18	(15) 16	(0) 0	(2) 2	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 中心的経営体への農地の集積と生産費のコストダウンを図る 地域の特性(きれいな水、中山間)を生かした作物の栽培と生産技術、経営手腕の向上を図り、高付加価値農業を目指す その他の農業者は、中心的経営体と連携して地域の財産(農業用道水路)の維持管理に協力するなど、補完的農業従事者として地域に関わる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
52	田代	R3. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 2人 中心経営体の属性変更 2人 中心経営体の経営面積変更 2人 今後中心経営体の引受意向がある耕作面積変更 2人 貸付意向農地の追加 2人 	(41) 43	(39) 41	(2) 2	(0) 0	(41) 43	(28) 30	(0) 0	(13) 13	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 水稻を中心に複合経営を進める 農業機械の共同購入、共同所有をし、稼働率向上を計り経営改善に努め経費の削減を図る 集落内の認定就農者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和3年度第3期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(温海地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
53	温海地区	R3.11.29	・中心経営体の経営面積の変更 2人	(40)	(36)	(4)	(0)	(40)	(25)	(0)	(15)	担い手はいるが十分でない。	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 ・耕作放棄地を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温海地域は山間地が多いため、条件のよい農地については、規模拡大志向の農業者や新規就農者へ農地を集積する。 ・認定農業者や(農)かすみ等を優先して集積させ、集約できない農地はあつみ農地保全組合と協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を活用した農地集積・集約を推進する。
				40	36	4	0	40	25	0	15				